

憲 法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読み、設問に答えなさい。

【設例】

- 1 戦前の小学校においては、道徳教育として「修身」という教科が置かれ、成績評価の対象とされていた。修身教育は、教育勅語の趣旨に基づいて行うものとされ、愛国心の徳目が特に重視された。
- 2 戦後、「修身」は廃止され、道徳教育は、学校の教育活動全体ですすめることとされていたが、1958年の学校教育法施行規則の改正によって、教科外活動として「道徳の時間」が設けられた。もっとも、「道徳の時間」は、「教科」ではないため、検定教科書はないし、成績評価の対象でもなかった。
- 3 2006年、教育基本法が改正され、「教育の目標」(同法2条)の中に、「豊かな情操と道徳心を培う」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが掲げられた。これを受けて、翌年には、学校教育法も改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の中に、「我が国と郷土を愛する態度を養う」ことが加えられた(同法21条3号)。
そして、2017年には、学校教育法施行規則の改正と学習指導要領の改訂が行われ、新たに「特別の教科 道徳」を教育課程に置くことが定められ、小学校は2018年度、中学校は2019年度から実施されることとなり、教科書検定も行われた。学習指導要領には、同教科で扱う内容として、「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと」(小学校)、「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること」(中学校)が定められている。成績評価については、数値による評価は行わないが、「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し」、通知表には教師による所見を文章で記述することとされている。
- 4 Mは、A県B市に居住する就学予定のC(5歳)の母親である。Mは、クリスチャンであった曾祖父が、戦前に治安維持法違反で投獄されたが、信念を貫いたことを誇りに思っており、学校で愛国心を教えたり、道徳心を評価したりすべきではないとの意見を持っている。Mは、Cが愛国心を徳目とする道徳教育を受け、評価の対象とされることを回避したいと考え、Cの父親である夫Fと話し合った上で、B市教育委員会に相談に赴き、「Cが道徳の授業を受けることを拒否するが、欠席扱いにしないで欲しい。」と申し入れた。これに対し、担当の市職員は、学校教育法<資料>が、保護者に対して就学義務を課していることを理由に、Mの申し入れは認められないと回答した。

【設問 1】（15 点）

「教育内容決定権」（子どもの教育の内容を決定する権能）は誰に帰属するかについて、判例、学説を踏まえて説明しなさい。

【設問 2】（15 点）

親には、子を教育する権利ないし自由はあるか。あるとすれば、その根拠および憲法 26 条 2 項の定める「子女に普通教育を受けさせる義務」との関係について論じなさい。

【設問 3】（15 点）

愛国心を成績評価の対象とすることによって生じる憲法上の問題点について論じなさい。

【設問 4】（15 点）

「親が、自己の信仰や信条に反する内容の授業を子どもに受けさせたくないと考えた場合、そのような授業を拒否することは認められる余地がある。」との見解について論評しなさい。

<資料> 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 16 条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に 9 年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校（中略）に就学させる義務を負う。（ただし書省略）

2 保護者は、子が小学校の課程（中略）を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校（中略）に就学させる義務を負う。

3 （3 項省略）

第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。

第 144 条 第 17 条第 1 項又は第 2 項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10 万円以下の罰金に処する。